

船舶事故調査報告書

令和5年6月21日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和4年2月14日 08時00分ごろ
発生場所	宮城県石巻港南西方沖 石巻港雲雀野防波堤灯台から真方位249° 1.4海里（M）付近 （概位 北緯38° 23.4′ 東経141° 14.2′）
事故の概要	漁船第一旭宝丸 ^{きよくほう} は、のり網の巻き揚げ作業中、甲板員が負傷した。
事故調査の経過	令和4年3月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第一旭宝丸、2.1トン MG3-33289（漁船登録番号）、個人所有 8.77m（Lr）×2.39m×0.94m、FRP ガソリン機関、183.9kW、平成30年11月30日 第210-59714号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 28歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成22年12月27日 免許証交付日 令和2年12月2日 （令和7年12月26日まで有効） 甲板員A 69歳
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長、甲板員A及び甲板員Bが乗り組み、のり網の活性処理作業（のりの健全成長を促進するために、甲板上にある槽によりのり網をごくうすい有機酸の液に浸漬する作業）を行う目的で、令和4年2月14日06時00分ごろ石巻港を出港し、同港南西方沖に設置してあるのり養殖筏に向かった。 本船は、前部甲板上に長さ約3.60m、幅約1.17mの槽を有し、その断面は深さ約0.65mの半円形状をしており、同槽には主

機駆動の油圧式ローラが取り付けられていて、槽の船尾側にあるローラの操作レバーを直立状態から左舷側に動かすと時計回りに回転してのり網を巻き込むようになっていた。

本船は、東西方向に設置してあるのり養殖筏に対して船首を北方に向けた状態で、船長及び各甲板員がそれぞれ配置に就き、東側にあるのり養殖筏の浮き球と同筏に連結している2本のロープの結び目を解いた後、同ロープをローラに結んでのり網の巻き揚げ作業を開始した。

船長は、左舷船尾部付近でローラの操作レバーに、甲板員Aは、右舷船首部付近で巻き揚がってくるのり網に付着している海藻の除去に、甲板員Bは、左舷船首部付近で巻き揚げ時にのり網にずれを生じさせないための位置調整にそれぞれ当たっていた。

(図1、写真1、写真2 参照)

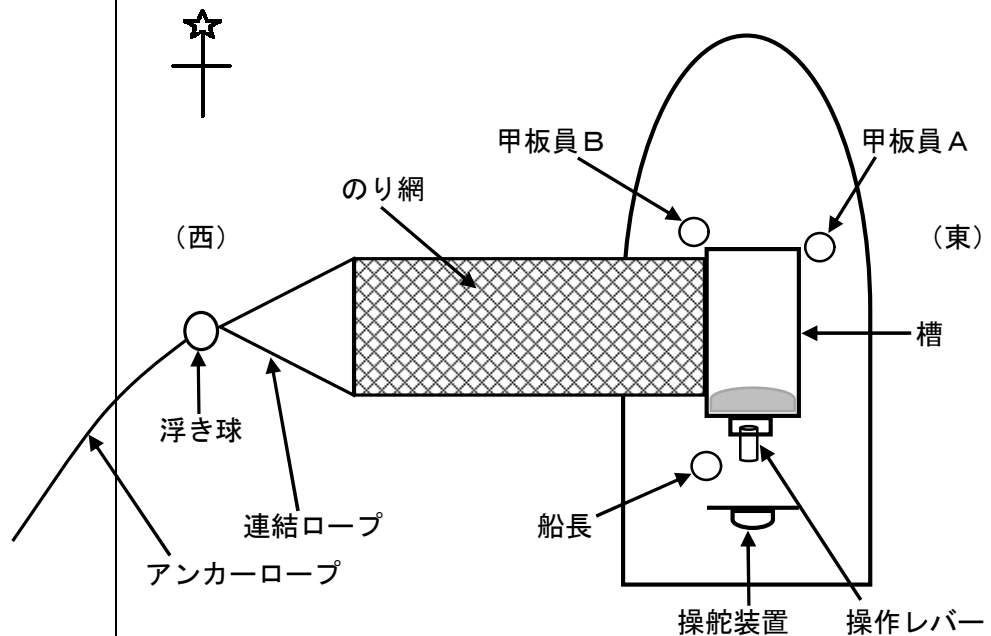


図1 作業時の各乗組員の配置及び作業状況 (イメージ)

甲板員A 船長



写真1 船長及び甲板員Aの作業位置

操作レバー



写真2 前部甲板の状況
(船尾側から撮影)

甲板員Aは、08時00分ごろ、左舷側から巻き揚げ中ののり網に付着していた海藻を右手で取り除こうとしたところ、取り損ねたので、再度取り除こうと思い、とっさにローラの支え棒との隙間に右手を入れたところ、回転していたローラと槽の間に右手を挟まれた。(写真3参照)



写真3 右手を挟まれた場所

	<p>本船は、船長が甲板員Aの叫び声で本事故の発生に気付き、作業を中断して救急車を要請し、直ちに石巻港に帰港した。</p> <p>甲板員Aは、救急車で石巻市内の病院に搬送され、右中指基節骨開放骨折、右環指基節骨開放骨折と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>甲板員Aは、のり養殖漁業に約15年間従事しており、作業効率の維持やふだんからの慣れでローラを回転させた状態のまま、海藻を取り除いていた。</p> <p>甲板員Aは、本事故当時、防寒着、カッパの上下、ゴム手袋及びベスト型の救命胴衣を着用してゴム長靴を履き、帽子をかぶっていた。</p> <p>本船は、本事故当時、波浪などによる船体の動揺はなく、作業を行う上での支障はなかった。</p> <p>本船のローラは、本事故当時、不具合や故障はなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし なし <p>本船は、石巻港南西方沖ののり養殖筏において、のり網の巻き揚げ作業中、甲板員Aがローラを回転させた状態のまま、のり網に付着していた海藻を取り除こうとしたことから、回転していたローラと槽の間に右手を挟まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、作業効率の維持やふだんからの慣れがあったことから、ローラを回転させた状態のまま、のり網に付着していた海藻を取り除いていたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、石巻港南西方沖ののり養殖筏において、のり網の巻き揚げ作業中、甲板員Aがローラを回転させた状態のまま、のり網に付着していた海藻を取り除こうとしたため、回転していたローラと槽の間に右手を挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ のり網の巻き揚げ作業中、のり網に付着した海藻等を取り除く際には、ローラの回転を停止してから行うことが望ましいが、停止しない場合には、回転速度を落としておくなど、十分に注意して作業を行うこと。

付図1 事故発生場所概略図

